

## 大阪マンデーベースボールリーグ 大会規則

(名称)

第1条 本リーグは大阪マンデーベースボールリーグ（略称・O.M.B.L）と称す。

(目的)

第2条 本リーグは野球を通じて青少年の教養を高め、体位向上をはかると共に、相互の親睦をはかる事を目的とする。

(事業)

第3条 本リーグは前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 総会で定められた試合を行う。
- (2) その他目的達成に必要な事項。

(資格)

第4条 本リーグの規約に賛同し、加盟するチームとする。

(加盟)

第5条 加盟チームはリーグの定める登録表と加盟料年会費をリーグに納入する。

(脱退)

第6条 加盟チームは次の事項の1つに該当する場合はその資格を失う。

- (1) リーグの不利益になる事を悪意を持って行うか、そう認められた時。
- (2) 自ら脱退の意思を表明した時。

(役員)

第7条 本リーグに次の役員をおく。

会長 総務部長 運営部長 会計 審判部長 記録部長 会計監事 南  
部・北部方面の運営管理者 理事

(役員を選出及び職務)

第8条 会長は総会で選任する。

第9条 その他の役員においても前条と同じく総会で選任する。

第10条 会長は本リーグを代表し統括する。

第11条 総務部長は本リーグの全般にわたり不備なく運営出来るよう各部を統括する

第12条 運営部長は本リーグの運営を統括する。

球場の確保、日程の作成、試合中止の決定、各種イベント等の運営 など

第13条 会計はリーグの会費、財産を適正に運用する。

第14条 審判部長は本リーグの審判部を統括し、審判技術の向上に努める。

第15条 記録部長は各試合のスコア、個人成績をチェックし、スコアラーを指導する。

第16条 会計監事は年度末の会計報告を適正に審査する。

(会長の権限)

第17条 急を要する事項で総会の場合をもてない場合は会長がこれを執行する権限を持つ。

(役員任期)

第18条 役員任期は1年、総会において加選する。但し再選を妨げない。任期満了後も後任するまでその職務を行う。

(会議)

第19条 会議は定期総会、臨時総会とする。

(議会の議決事項)

第20条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定、または変更。
- (2) 事業計画及び収支予算の承認。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認。
- (4) その他必要と認められる事項。

(会議の運営)

第21条 定期総会及び臨時総会の議長はその都度決める。

(経費)

第22条 経費は、加盟料・年会費・補助金・寄付金及びその他の収入を持って充てる。

(決算及び監査)

第23条 会計は年度末の定期総会迄に決算し、会計監事の承認を受けなければならない。

(表彰)

第24条 優秀な成績を収めた個人またはチームを表彰する。

(委任)

第25条 規約に定めるものの他、会務の執行に関し必要な事項は総会において決める。

(禁止事項)

第26条 社会通念上不適切と思われる行為を禁止し、チーム単位で監視する。

- (1) リーグ加盟により知り得た個人情報の不当な漏洩。
- (2) 試合開催中に暴言、暴力などをもって威嚇すること。
- (3) 自チームの選手の退団、移籍を妨げる行為
- (4) 他チームの選手をむやみに引き抜く、または放出する行為。
- (5) 試合開催中のわいせつな行為、または同等と認められる行為。
- (6) その他社会通念上不適切と思われる行為。

(その他)

第27条 本リーグにおける運営企画その他の事項は役員指揮の下、全チーム全選手によって行われ、又それについての協力は惜しまないものとする。

附則

この会則は平成10年3月より施行する。

平成16年1月、平成17年1月 平成18年12月 平成21年1月一部改正